

網走市住民監査請求 結果報告書

(網走市の違法な公金支出について)

網走市監査委員

第1 請求の受付

1. 請求人

住所 略
氏名 略

2. 請求の提出日

請求書は、平成28年12月26日に提出された。

3. 請求の内容

請求人提出の網走市職員措置請求書による請求の要旨及び措置請求（以下、「本件請求」という。）の内容は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

A氏（平成28年3月11日死去）の生前、A氏の子らが請求人に対し、A氏に関する終身にわたる介護、死亡時における遺体の火葬・納骨を委託していたにも関わらず、網走市福祉部社会福祉課（以下、「社会福祉課」という。）がA氏の遺体を身元不明遺体等として火葬し、無縁物故者葬儀費用として92,232円を支出したこと（以下、「本件支出」という。）は違法な公金支出である。

また、A氏の遺骨に関して、A氏の子らから遺体の火葬、納骨まで委託されている請求人が、再三、社会福祉課に返還要求しているにも関わらず返還しない。

(2) 措置請求の内容

ア 違法な支出を行ったB社会福祉課長（以下、「B課長」という。）、C社会福祉課庶務係長（以下、「C係長」という。）及びD社会福祉課庶務係主事（以下、「D主事」という。）の各職員は92,232円を網走市に弁済すること。

イ B課長、C係長及びD主事の各職員に対し処分を行うこと。

ウ 遺骨を請求人に返還すること。

エ 網走市及び関係職員は自らの過ちを認め、請求人への謝罪文書と改善文書の提出を求めること。

4. 請求の要件審査

(1) 住民監査請求の対象及び請求できる措置の要件

住民監査請求における監査の対象は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項において「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理、若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は、「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている。

また、住民監査請求により求めることができる措置は、同条同項において「当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置」と定められている。

(2) 要件該当性の審査

ア 本件請求のうち、「違法な支出を行った B 課長、C 係長及び D 主事の各職員が 92,232 円を網走市に弁済すること」の請求は、監査の対象及び措置請求の内容のいずれにおいても住民監査請求の要件を満たしていることから、法第 242 条に定める監査を実施する。

イ その余の請求のうち、「遺骨を請求人に返還すること」の請求は、「A 氏の遺骨の管理に関する事情」を監査の対象とする請求であるため、法第 242 条第 1 項の定める前記「財務会計上の行為等」に該当しないので却下とする。

ウ また、「B 課長、C 係長及び D 主事の各職員に対し処分を行うこと」及び、「網走市及び関係職員は自らの過ちを認め、謝罪文書と改善文書の提出を求めること」の請求については、住民監査請求において求めることができる措置に該当しないので却下とする。

なお、請求人は同請求において、本件支出が「違法である」ことを理由にしているものと解されるが、同請求の違法性については、上記の「ア項記載の監査」において判断することを付言する。

以上から、本件請求のうち「違法な支出を行った B 課長、C 係長及び D 主事の各職員が、92,232 円を網走市に弁済すること」の請求につき監査の対象とし、法第 242 条に定める監査を実施する。

第2 監査の実施

1. 監査の対象事項

網走市が無縁物故者葬儀費用として支出した 92,232 円は財務会計上、違法又は、不当な公金の支出に該当するか否かについて、網走市職員措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容を勘案し、監査の対象とした。

2. 監査の対象部局

社会福祉課、網走市福祉部介護福祉課（以下、「介護福祉課」という。）

3. 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 7 日午前 10 時より陳述の機会を設け、請求者より、請求の要旨についての補足説明及び新たな証拠の提出があった。

また、陳述とは別に、請求人に対し網走市職員措置請求書の内容について確認を行った。

4. 関係者の調査

平成 29 年 1 月 11 日午前 9 時 30 分より社会福祉課、介護福祉課職員からの事情聴取を行い、併せて関係書類の提出を求めた。

5. 監査の期間

平成 28 年 12 月 26 日から平成 29 年 3 月 8 日まで
(監査請求の補正 11 日間を含む)

第3 監査結果

1. 本件支出に至る経過等

(1) 平成 27 年 5 月 11 日、請求人が運営する施設に入所していた A 氏が、E 病院に入院した。

(2) 平成 27 年 6 月 11 日、A 氏退院後の支援や対応について関係機関で協議したところ、退院後も医療行為が必要なため、看護師が配置されている特別養護老人ホームへの入所が適当と判断し、市長申立てによる後見等開始申立てを進めることとなった。

申立ての前提作業として、網走市が同年 7 月中旬頃までに A 氏の長男と連絡を取ったところ、A 氏の子らは長期に渡り A 氏と疎遠であり、扶養を含め同氏と積極的に関わる意思がなく、また、後見等開始申立ての手

続については請求人に依頼したとのことであった。

そこで、網走市は、請求人が関与する後見等開始申立ての推移を見守ることとし、市長申立てによる後見等開始申立ての準備を中止した。

- (3) しかしながら、後日、A氏について後見等の開始決定がなされていないことが判明したため、平成28年1月29日にA氏の長男の同意を得て、市長申立てによる後見等開始申立てのための準備を再開し、同年2月12日に申立てをした。

なお、同申立てについて、A氏の子らは同年同月8日から同月22日までには全員が同意していた。

- (4) 平成28年3月11日、A氏が死亡したことにより、網走市は市長申立てによる後見等開始申立てを取下げた。

- (5) 同日、E病院からA氏の遺体引取依頼の連絡を受け、介護福祉課がA氏の長男に連絡を取ったところ、子らの総意として、長期に渡り疎遠であるA氏の火葬等及び相続について関わりを持つ意思がなく、行政に対応を任せる旨の意向が示された。

そこで、介護福祉課からA氏の長男に対し、「身寄りの無い方」として「A氏の死後対応を網走市で進めたい」旨を伝えところ、長男から承諾を得た。

- (6) 網走市は、埋葬又は火葬を行うものがない「身寄りの無い方」として、「墓地、埋葬に関する法律（以下、「墓埋法」という。）」に基づき火葬等の手続きを行い、平成28年3月23日に遺体運搬費及び棺桶代等として、本件支出をした。

2. 本件支出に関する違法性又は不当な点等について

- (1) 本件支出については、死亡当時独身でかつ同居の親族もおらず、遠方に居住する子らも長期に渡り疎遠であったA氏について、子らを代表したA氏の長男から死後の対応について網走市に一任されたことから、墓埋法第9条第2項に基づき、平成28年3月16日に92,232円の支出命令書が起票され、同年3月23日に本件支出をしたものである。
- (2) 墓埋法第9条第1項には、「死体の埋葬又は火葬を行なう者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない

ない」とある。

そして、上記の A 氏と子らとの関係、遺体の火葬等に関する判断を迅速に行う必要性があることも鑑みれば、本件支出当時、A 氏は「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき」に該当すると認められる。

したがって、火葬等のため網走市が本件支出を行ったことは、墓埋法第 9 条を根拠とするものであり、違法又は不当な点はない。

3. 結 論

本件請求に係る監査の結果については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

- (1) 「違法な支出を行った B 課長、C 係長及び D 主事の各職員が 92,232 円を網走市に弁済すること」の請求については、本件支出は違法又は不法な点はなく、請求人の主張に理由がないことから棄却とする。
- (2) その余の請求は、法第 242 条第 1 項の要件を満たす監査請求にはあたらないため、却下とする。